

# 「本件上告を棄却する」

## 最高裁も内容判断を避ける

サッカー場建設計画は白紙撤回された

2022年12月14日発行の「森のいのちSUZUKA第17号」はサッカースタジアム問題が白紙撤回されたことを伝え、「ありがとう、みなさん 1年半にわたるいろんな取りくみ、みなさんとの出会い、忘れません」と締めくくっています。2021年8月から始まった「青少年の森を愛する会」の活動は、この時点でその役割を終え、幕を閉じました。

しかし、「公有地を無償で貸与することを許可した知事の行為は違法である」として「貸与取り消し」を求めた裁判はその後も名古屋高裁さらには最高裁へと舞台を移しながら継続してたたかわれていました。

このほど最高裁から【別項】のような通知が届きました(2023年6月8日付)。

裁判の行方を心配して見守っていたみなさんに、そのことを報告するのは「森を愛する会」としての最低限の責任であろうと考えます。

### 最高裁通知の意味

最高裁の通知は「1、本件上告を棄却する  
2、本件を上告審として受理しない。」と書いてあります。

棄却とは「当事者の主張について判断し、これを否定する」ということです。理由として「民法312条1項または2項」をあげていますが、第1項は憲法違反かどうか問われるとき、第2項は裁判執行上の明らかなミスがあったときです。私たちは「主権者市民の声を無視し公園にサッカー場を作ることは主権在民に反する」と主張し、最高裁には憲法に照らした判断を期待しました。しかし、第1審、第2審と同様

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする

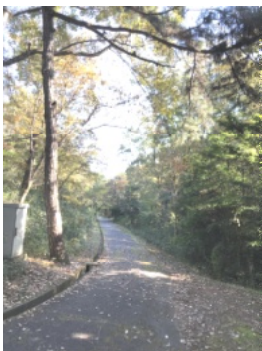
### 第2 理由

- 1 上告について  
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
- 2 上告受理申立てについて  
本件申立ての理由によれば本件は民法318条1項により受理すべきものとは認められない。

に最高裁も訴えの自身には踏み込まず、「出訴期限が過ぎている」という形式的な理由にこだわったのです。出訴期限が問題であれば憲法判断をするような案件ではないから最高裁の出番ではないという意味です。民法318条1項も同様です。

最高裁に行けば憲法判断をしてくれるとの期待は見事に裏切られました。統計によると最高裁への1年間の上告数は2000件、そのうち受理されるのは2%。だそうです。98%は「棄却・不受理」とされています。私たち同様、悔しい思いをしている人はたくさんいるのでしよう。

主権者市民の声を無視したサッカー場建設の是非を判断してほしいと裁判所に求めたのに、1審も2審もそして最高裁までもが出訴期限にのみこだわり、私たちの訴えをまともに審査しませんでした。き



もとの姿にもどった  
青少年の森

わめて残念としか言いようがありません。

では裁判したことは無駄だったのか？ いいえとんでもありません。裁判の結果が出ないうちに森の木を切りサッカー場建設を始めることはさすがの末松市長もアンリミテッドも出来ませんでした。2022年2月に「工事開始」の看板を立て、5月には建設予定地5ヘクタールを工費用フェンスで囲んだものの、一本の木も切られていません。そうこうするうちにポイントゲッターズの八百長問題、アンリミテッド元役員による恐喝事件、Jリーグからの資格停止処分などが次々に起こります。当然スタジアム建設資金も集まりません。

そしてとうとう2022年11月28日の市長記者会見「スタジアム建設中止発表となるのです」。

最高裁の「棄却・不受理」に対して異議申し立てと言う手が残っています。佐倉さんを中心とする原告のみなさんは、その準備をしています。しかし「森を愛する会」としてはもう目的は達成したし、この会を残す必要はないと考えます。ここに改めて会の解散を宣言する

2023年7月3日

鈴鹿青少年の森を愛する会通信 No.18

# 森のいのち SUZUKA

編集・発行 萩森繁樹

〒513-0012 鈴鹿市石薬師町354

090-4269-0965

# カンパ残金の使途について

## 青少年の森・市民観察会がスタート

青少年の森を愛する会のメンバーでもあった市川さんが「鈴鹿青少年の森・市民観察会」を立ちあげました。キノコ・野鳥・植物・昆虫などの観察会を継続して行います。行事予定は毎月5日・20日に発行の「広報すずか」で市民にお知らせします。



鈴鹿青少年の森を愛する会に市民の皆さんからいただいたカンパが33,355円残っていますが、全額をこの市民観察会に寄付します。市川さんは「森のために大切にに使わせていただきます」と感謝の言葉を述べています。すばらしい自然が残る青少年の森の魅力を多くの人に知ってもらおう活動に役立てていただけたことと思います。

鈴鹿青少年の森・市民観察会  
世話人 市川 374-1887



かんぐりおぼさんの事件簿ファイナル 2023/06/29 かんぐりおぼさんこと宮本英子

## 人類滅亡の日は近いのに・・・

森は守られましたが、地球温暖化の事実は何も変わりません  
愚かな私たち人間は、コロナ禍が終わったと喜んで、また欲望の赴くままに環境破壊に加担する生活を送っています。  
気候変動による生存の危機はすでに始まっているし、人類滅亡の日は遠い先の事ではないのです。  
少しずつヒタヒタと足元に迫っています。  
もう後戻りどころか、現状維持さえできなくなっています。

なんと愚かな人間 欲望に打ち勝つことができない。

今夜は蒸し暑いのでクーラーをつけて寝ます。



かんぐりおぼさんはこれまでも「森のいのち」に何回も＜事件簿ファイル＞を書いてくれました。青少年の森サッカー場建設計画の裏に何が潜んでいるのか、鋭い推理で読者をうならせました。今回は最終号なので＜事件簿ファイナル＞です。地球温暖化の危機に警鐘を鳴らすかんぐりおぼさんこと宮本さん、暑いときは多少目をつぶって、クーラーをつけましょう。我慢して倒れたら何にもなりませんからね。（吉田）

森が守れてほんによかった

鳥たちの森を守れてほんによかった  
遠い距離を飛んでくる渡り鳥たちが安らげる森を守れてほんによかった

街の真ん中に自然の生き物たちが息づく森

空気を浄化し、騒音を遮り、強い風は穏やかにし、強い光には木陰を作り、季節の移ろいを感じさせてくれる

子供たちも、若者も、大人たちにも、みんなに等しく安らぎと静けさと活気を与えてくれる公園

街にはそんな場所（公園）が必要です  
50年の時を経て、育まれてきた木々は静かにしかし力強く、存在感を見せて

鈴鹿市の歴史の中で、私たち市民の誇る公園になっています

そんな森を守れてほんによかった

悲しいのは、市長や知事がこの森の価値を一顧だにしてもらえなかった事  
市民の反対を完全なまでに無視された事

残念でなりません

2022年12月3日

宮本英子 再掲